

# 今後の戸籍附票システム 標準仕様書の修正点（案）

令和4年6月10日

1. 戸籍附票システム標準仕様書修正内容
2. データ要件・連携要件標準仕様書策定に伴う修正内容
3. その他継続検討事項

# 1. 戸籍附票システム標準仕様書修正内容（1/3）

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 戸籍附票システム標準仕様書修正内容

| # | 修正ポイント  | 戸籍附票システム標準仕様書修正内容   |
|---|---|---|
| 1 | <p>記載内容の削除及び基本方針引用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>目的等については、基本方針と重複した記載になっていることから基本方針を引用する形とする。</li></ul> | <p>第1章 本仕様書について 2. 目的</p> <p><del>-(1) 目指す姿</del><br/>本標準仕様書は、標準化法第5条第1項に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年〇月）を踏まえ、同法第6条第1項に規定する基準に基づき、作成するものである。<br/>(以下削除)</p> <p><del>-(2) 本仕様書の目的</del><br/>(以下削除)</p> |

# 1. 戸籍附票システム標準仕様書修正内容 (2/3)

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

| # | 修正ポイント   | 戸籍附票システム標準仕様書修正内容   |
|---|--|---|
| 2 | <b>発行番号の印字ルールの明示</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>より理解を促すための表現として、発行された庁舎名等とする。</li> </ul>   | <b>5.4 発行番号</b><br>【実装しない機能】<br>発行された <u>庁舎名等</u> 場所を証明書に印字することができること。  |
| 3 | <b>証明発行サーバ、自治体基盤クラウドシステムの文言追記</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンビニ交付等における証明書発行について、証明発行サーバ、自治体基盤クラウドシステムの導入を踏まえた文言に修正する。</li> </ul> | <b>7.2.3-2 個人番号カードによる証明書等の交付</b><br>【実装すべき機能】<br>証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、広域交付システムインタフェース仕様書等に基づき、 <u>コンビニ等の</u> 端末における証明書交付に対応していること。当該端末における証明書交付履歴を管理できること。公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請に対応していること。<br><br>【考え方・理由】<br>コンビニ交付をはじめとする個人番号カードによる証明書等の交付に対応するため、 <u>証明発行サーバ、自治体基盤クラウドシステム（市区町村から連携された住民情報システムのデータをバックアップとして保管し、連携された住民情報を利用したサービスを提供する地方公共団体情報システム機構が運営するクラウドシステム）等から選択して導入できることとし、証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等は、戸籍附票システムから連携されたデータに基づき、コンビニ等の端末へ、電子申請受付システムにデータ連携を行う機能又は住民記録システム側で</u> 広域交付システムインタフェース仕様書等に基づいた電文、証明書PDFを出力する機能を有することとする。また、 <u>コンビニ交付以外の</u> オンラインによる証明書等の申請に対応するため、公的個人認証サービスを用いた電子申請に対応できる機能を有することとする。なお、当該機能を有するシステムを別途、構築している場合には、当該システムと必要な情報を連携できる機能を有することとする。 |

# 1. 戸籍附票システム標準仕様書修正内容 (3/3)

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 戸籍附票システム標準仕様書修正内容

| # | 修正ポイント   | 戸籍附票システム標準仕様書修正内容  |
|---|--|--|
| 4 | <p><b>組織・職位・職権単位でアクセス権限管理機能の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人単位でのアクセス権限設定ができれば十分であるという意見がある一方、システムでの操作権限等は、組織や職位に依拠することも考えられるため、組織・職位・職権単位でアクセス権限を設定できる機能を、実装しない機能から実装してもしなくても良い機能に変更する。</li> </ul> | <p><b>10.3 操作権限管理</b></p> <p>【実装すべき機能】<br/>       (前略)<br/>       アクセス権限の付与は、<del>組織単位</del>、利用者単位で設定できること。<br/>       (後略)</p> <p>【実装してもしなくても良い機能】<br/> <u>組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。</u></p> <p>【実装しない機能】<br/> <del>職位・職権単位でアクセス権限を設定できること。</del></p> <p>【考え方・理由】<br/>       アクセス権限を利用者単位で設定できれば、職位・職権単位でも設定できるため、独自の機能として職位・職権単位で設定できる機能は<del>不要</del><u>実装してもしなくても良い機能とした。</u></p> |

## 2. データ要件・連携要件標準仕様書策定に伴う修正内容

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

| 対象箇所                  | 戸籍附票システム標準仕様書修正内容 |   |  |
|-----------------------|-------------------|---|--|
| 対象箇所                  | #                 | 修正ポイント  | 戸籍附票システム標準仕様書修正内容  |
| 2.2.1<br>基本データ<br>リスト | 1                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>各項目について、基本データリストに従うことを明記する。</li> <li>中間標準レイアウト関連の内容は削除する。</li> </ul> | <p><b>1.3.2 住所辞書管理</b><br/> <b>【実装すべき機能】</b><br/>     (前略) 住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、住所コード、<u>都道府県コード</u>、<u>市区町村コード</u>及び<u>国名コード</u>は「<u>データ要件・連携要件標準仕様書</u>」に規定されている「<u>基本データリスト</u>」に従うこと。<u>全国地方公共団体コード</u>を使用した11桁の値とすること。構成は、<u>都道府県</u>（2桁）＋<u>市区町村</u>（3桁）＋<u>大字</u>（3桁）＋<u>小字</u>（3桁）とすること。なお、<u>都道府県コード</u>はJIS X 0401に、<u>市区町村コード</u>についてはJIS X 0402に準拠すること。<u>大字</u>、<u>小字</u>は規定しない。（後略）</p> <p><b>10.1 EUC機能ほか</b><br/> <b>【実装すべき機能】</b><br/> <b>【データソース】</b><br/> <u>「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」の「データ項目一覧表」</u>「<u>データ要件・連携要件標準仕様書</u>」に規定されている<u>データ要件の標準</u>に記載のあるデータ項目について、データソースとして参照できること。各データ項目については、「<u>データ項目一覧表基本データリスト</u>」における「データ項目名称」として参照できること。また、各データ項目の「データ型」、「桁数」、「<u>外字使用（外字使用の有無）</u>」、「コード」の仕様については、「<u>データ項目一覧表基本データリスト</u>」の記載内容（各データ項目の仕様）に従うこと。<br/> <u>「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」の「データ項目一覧表」</u>に記載のないデータ項目であっても、1（管理項目）において管理し、又は2（検索・照会・操作）において検索・照会・操作できることとしている項目（例：個人番号カードの発行状況、証明書の交付履歴）については、データソースとして参照できること。これらのデータソースは、物理的なEUC専用のデータソース又は仮想的なデータソース等として提供すること。</p> |

## 2. データ要件・連携要件標準仕様書策定に伴う修正内容

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

| 対象箇所        |   | 戸籍附票システム標準仕様書修正内容  |   |
|-------------|---|--|---|
| 対象箇所        | # | 修正ポイント   | 戸籍附票システム標準仕様書修正内容   |
| 2.3<br>文字要件 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>文字の要件についてデータ要件・連携要件標準仕様書に準拠する旨を記載する。</li> </ul> | <p><b>30.2 文字</b><br/>           【実装すべき機能】<br/> <u>文字要件については、「データ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。</u>（※以下削除）</p> |

## 2. データ要件・連携要件標準仕様書策定に伴う修正内容

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

| 対象箇所   |   | 戸籍附票システム標準仕様書修正内容  |   |
|--|---|--|---|
| 対象箇所   | # | 修正ポイント   | 戸籍附票システム標準仕様書修正内容   |
| 3.2<br>機能別連携仕様<br><br>3.3<br>独自施策システム等<br>連携仕様 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>7.2において、他の標準準拠システムへの連携とその他システムへの連携として記載を分割する。</li> <li>データ要件・連携要件標準仕様書に従う旨を記載する。</li> <li>住民記録システムとの連携に関する実装しない機能については元の記載を残す。</li> </ul> | <p><b>7.2.1 <u>他の標準準拠システム等へ住民記録システムとの連携</u></b><br/> <b>【実装すべき機能】</b><br/> <u>デジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。</u></p> <p><b>【実装しない機能】</b><br/>       本籍地と住所地が同一の市区町村の者管内住所人の異動時において、住所情報や住民票コードの情報を住民記録システムから直接受信できること。</p> <p><b>【考え方・理由】</b><br/> <u>戸籍附票システムから他の標準準拠システムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「データ要件・連携要件標準仕様書」の機能別連携仕様に従うこととする。「データ要件・連携要件標準仕様書」においては、連携要件の標準として、(a)機能別連携仕様、(b)独自施策システム等連携仕様、及び(c)連携技術仕様が定義されており、各標準準拠システムは規定された仕様に沿ってデータ連携要件を実装する必要がある。(後略)</u></p> <p><b>7.2.2 <u>独自施策システム等への連携</u></b><br/> <b>【実装すべき機能】</b><br/> <u>標準準拠システム以外のシステム（独自施策システムや共用アプリケーション等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携については、デジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。</u></p> <p><b>【考え方・理由】</b><br/> <u>戸籍附票システムから標準準拠システム以外のシステムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「データ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様に従うこととする。</u></p> |

## 2. データ要件・連携要件標準仕様書策定に伴う修正内容

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

| 対象箇所                       | 戸籍附票システム標準仕様書修正内容 |   |   |
|----------------------------|-------------------|---|---|
| 対象箇所                       | #                 | 修正ポイント  | 戸籍附票システム標準仕様書修正内容   |
| 第3章<br>連携要件<br>の標準につ<br>いて | 4                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>データ要件・連携要件標準仕様書において他システムへの連携におけるバッチ処理については明確に規定がなされたため、本項目にて規定するバッチ処理は戸籍附票システム内部に限る仕様とする。</li> </ul> | <p><b>9.1 他システムとの連携を除くバッチ処理</b><br/> <b><u>【考え方・理由】</u></b><br/> <u>本項目におけるバッチ処理は戸籍附票システムにおける日次・月次データ処理等、他システムへの連携を伴わない処理を想定したものであり、他システムとの連携を伴う処理については「データ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。</u><br/>           (後略)</p> |

## 2. データ要件・連携要件標準仕様書策定に伴う修正内容

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

| 対象箇所 |   | 戸籍附票システム標準仕様書修正内容   |  |
|------|---|---|--|
| 対象箇所 | # | 修正ポイント  | 戸籍附票システム標準仕様書修正内容  |
| 全般   | 5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本データリストに従ってデータ提供ができること、またその際に文字の要件に準拠すること等を明記する。</li> </ul> | <p><b>10.6 データ要件・連携要件標準仕様書に基づく中間標準レイアウト仕様での出力</b><br/> <b>【実装すべき機能】</b><br/> <u>「データ要件・連携要件標準仕様書」におけるデータ要件の標準「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」で定義された表形式（移行ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、コード一覧）</u>、を当該データ項目に対応する属性（データ型及び桁数）及び文字要件に従って、基本データリストに規定するグループを単位にして、任意のタイミングで出力するXML形式又はCSV形式（レイアウト仕様）に準拠したデータ抽出機能が提供されること。 <u>なお、その際には「データ要件・連携要件標準仕様書」にて規定されている文字要件に準拠すること。</u> また、<u>データ要件の標準中間標準レイアウト仕様</u>以外で保有するデータがある場合は、同様に提供されること。<br/>       なお、システム契約期間の終了時には、その時点でのデータ要件の標準「<u>中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳の最新バージョン）</u>」に従って定義された表形式任意、XML形式又はCSV形式でデータ提供ができること。</p> <p><b>【考え方・理由】</b><br/> <u>各標準準拠システムは、共通要件である「データ要件・連携要件標準仕様書」に従う必要があり、当該標準仕様書で示された「基本データリスト」に基づくデータを抽出できることが必要であることから、このことを踏まえた機能を備えることとした。</u><br/>       （※以下削除）</p> |

## 2. データ要件・連携要件標準仕様書策定に伴う修正内容

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

| 対象箇所 |   | 戸籍附票システム標準仕様書修正内容   |  |
|------|---|---|--|
| 対象箇所 | # | 修正ポイント  | 戸籍附票システム標準仕様書修正内容  |
| 全般   | 6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>データ要件・連携要件標準仕様書に従い任意でデータを出力できる旨を記載する。</li> </ul> | <p><b>30. 1データ構造</b><br/> <b>【実装すべき機能】</b><br/>     戸籍附票システムにおいて管理するデータについて、<del>標準化したデータ構造</del>（以下「標準データ構造」という。）<br/> <u>「データ要件・連携要件標準仕様書」に定めるデータを任意で出力できる</u> <del>従った最新のデータを保持すること。</del> 他システムとの連携時及びシステム更改時には、<u>「データ要件・連携要件標準仕様書」標準データ構造</u>に従って最新のデータを送受信提供することができること。<br/> <del>なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することをも許容する。</del></p> <p><b>【考え方・理由】</b><br/>     各標準準拠システムは、共通要件である「データ要件・連携要件標準仕様書」に従う必要があり、当該標準仕様書で示された「基本データリスト」に基づくデータを抽出することが必要であることから、このことを踏まえた機能を備えることとした。<br/> <u>「データ要件・連携要件標準仕様書」で定める「基本データリスト」については、標準準拠システム間の情報連携やシステム更改時にデータ移行の円滑化、拡張性の向上に資するべく、データのレイアウト（データ項目名、型、桁数等の属性を定義したもの）を定めている。</u></p> |

### 3. その他継続検討事項

- 共通機能関連については引き続き検討を進めてまいります。

継続検討事項に伴う仕様書関連箇所

|        | 継続検討事項       | 仕様書内関連箇所   |
|--------|--------------|--|
| 共通機能関連 | 庁内データ連携機能の方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>• 7.2.1   他の標準準拠システムへの連携</li><li>• 7.2.2   独自施策システム等への連携</li></ul> |
|        | 職員認証機能の方針    | <ul style="list-style-type: none"><li>• 10.3   操作権限管理</li></ul>  |
|        | EUC機能の方針     | <ul style="list-style-type: none"><li>• 10.1   EUC機能ほか</li></ul>   |